

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令（令和2年政令第367号）（概要）について

厚生労働省労働基準局労災管理課

1. 改正の趣旨

- 令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（注：「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されている。）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。
- これを踏まえ、厚生労働省関係政令において、国民や事業者等に対して、押印を求めている手続について、国民や事業者等の押印等を不要とする改正を行う。

（参考）規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定） 抄

6. デジタルガバメント分野／（3）新たな取組み

6 行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し

各府省は、緊急対応として、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの（以下「見直し対象手続」という。）について、優先順位の高いものから順次、規制改革推進会議が提示する基準に従い、必要な措置を講じるとともに、その周知を行う。

各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。各府省の対応状況は、行政手続等の棚卸調査を実施するIT総合戦略本部と連携して、今年度末までに明らかになるようにする。この場合において、年内の対応が困難なものについては、見直しの方針を明らかにした上で必要な取組を行う。

2. 改正の概要

- 以下に掲げる政令において、国民や事業者等に対して、押印を求めている手続について、押印等を不要とするための規定の見直しを行う。

社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令（昭和28年政令第190号）

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）

中小企業退職金共済法施行令（昭和39年政令第188号）

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号）

独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成15年政令第393号）

独立行政法人国立病院機構法施行令（平成15年政令第516号）

独立行政法人労働者健康安全機構法施行令（平成15年政令第556号）

独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成17年政令第279号）

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）

高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令（平成22年

政令第 41 号)

○その他所要の規定の整理を行う。

3. 根拠条項

○ 上記政令の根拠法令である社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和 28 年法律第 206 号) その他関係法令の規定

4. 施行期日等

○ 公 布 日 : 令和 2 年 12 月 23 日

○ 施行期日 : 令和 3 年 1 月 1 日